

第6弾は...

「子育てプラス・イレギュラー」

続々と対象者が増え続ける「子育てプラス」。まだまだ一般のお客様には知られていないので、いざ申し込んでみると1%引きの対象で「ホントですか？やった！」といったケースもしばしば...今回は「こんなケースもあるんです」を見ていきましょう。

1. 子供がいない

いや、そもそも「子育てプラス」じゃないだろ！とのご指摘がありそうですが、実は子供がいなくても、ご夫婦いずれかが申込年度の4月1日時点で40歳未満ならポイント付与の対象なのです。すごいのは同性パートナーや事実婚でも対象になる可能性があるという事。まずはご相談ください。

2. 資金使途

そりゃ、居住用の住宅でしょ？..とおっしゃるうちはまだまだ。セカンドハウス・親族居住用住宅もOKなのです。親族居住用の場合は、子育てプラス対象者が連帯債務者になるときののみご利用いただけます。

3. 永住許可のある外国の方

子供が母国にいるんだけど、というケース。これは対象外です。住民票等、日本の公的資料で子供の存在を確認することが出来ないためです。

4. 社会人である子供はダメだよね？

そんなことはない！ 借入申込年度の4月1日時点で18歳未満なら、養子・継子、あるいは孫でもOKです。孫に限り申込者ご本人と同居する必要があります。

お客様のご家族構成がものをいうこの制度ですが、並の5年固定・10年固定あたりでは太刀打ちできないような、非常に優れた仕組み。このチャンスを逃す手はない！あと1本を決めたいあなたの、強力な武器になる事まちがいなしです。私の携帯番号、いつでもあいてますよ？